



2020年2月28日

各 位

会 社 名 日産自動車株式会社
代表者名 代表執行役社長兼最高経営責任者
内田 誠
(コード番号 7201 東証第1部)
問合せ先 IR部 常務執行役員 辰巳 剛
(TEL 045-523-5523)

金融庁による課徴金納付命令の決定について

2019年12月23日付「課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出について」でお知らせいたしましたとおり、当社は、金融庁における審判手続において、課徴金に係る事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しておりました。これにつき、2020年2月27日付で金融庁長官から24億2,489万5,000円の課徴金納付命令の決定を受け、本日その送達を受けましたのでお知らせいたします。

今後、当社は課徴金納付命令決定及び納付告知書に従い、課徴金を国庫に納付いたします。

当社は、この度の課徴金納付命令の決定を真摯に受け止め、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。引き続き、当社としましては、更なるガバナンスの強化に努め、企業情報の適切な開示を含め、コンプライアンスを遵守した経営に努めてまいります。

以 上